

名称：「送受信線切替器」事件（不当利得金返還請求事件）
大阪地方裁判所民事第26部：平成22年（ワ）第3846号
判決日：平成23年10月27日
判決：請求棄却
特許法70条
キーワード：技術的範囲、均等論（本質的部分の判断基準）

[概要]

発明の名称を「送受信線切替器」とする特許権を有する原告が、被告による被告製品の製造、販売が同特許権を侵害するとして、被告に対し、不当利得に基づき利得返還を求めた事案である。

[主となる争点]

1. 被告製品が本件特許発明の構成要件を文言上充足するか
被告製品は「ストレート結線（MDIモード）とクロス結線（MDI-Xモード）との間をランダムな時間間隔で繰り返し遷移させた上、リンクテストパルスが検出された時点で、この遷移を停止させる構成」であり、この被告製品が、特許発明の構成要件C「リンクテストパルス検出手段の検出結果から送信線か受信線かを判定して信号線を切り替える」を充足するか。
2. 被告製品が本件特許発明と均等なものであるか
特許発明の構成要件Cが発明の本質的部分に該当するか

[裁判所の判断]（P30~41参照）

1. 文言充足について
被告製品と本件特許発明は、課題及びその奏する効果も共通しているが、その具体的手段（切替えの手段についての技術的思想）が異なるというべきである。すなわち、被告製品では、リンクテストパルスを検出するまでは、MDIモードとMDI-Xモードとの遷移を繰り返し、リンクテストパルスを検出した時点で正しい接続状態となったことが判明し、上記遷移を停止して、接続を確定するものであるが、リンクテストパルスを検出した後に、誤った接続を修正するために、切り替えるという動作は全く予定されていない。
これに対し、本件特許発明では、リンクテストパルスの検出により、送信線か受信線かを判断し、判断の結果、誤った接続であると判断した場合は、信号線の接続を物理的に切り替えることとされている。この点において、被告製品と本件特許発明は、課題を解決するための具体的手段（作用）は異なり、文言上充足しない（P38(㍿)~(㍿)参照）。
2. 発明の本質的部分について
(1) 特許発明の本質的部分とは、特許請求の範囲に記載された特許発明の構成のうちで、当該特許発明特有の課題解決手段を基礎づける特徴的な部分、言い換えれば、上記部分が他の構成に置き換えられるならば、全体として当該特許発明の技術的思想とは別個のものと評価されるような部分をいうものと解される。
(2) そして、本質的部分に当たるかどうかを判断するに当たっては、特許発明を特許出願時における先行技術と対比して課題の解決手段における特徴的原理を確定した上で、対象製品の備える解決手段が特許発明における解決手段の原理と実質的に同一の原理に属するものか、それともこれとは異なる原理に属するものかという点から判断すべきものである。
(3) 本件特許発明の構成要件A及びB、すなわち「10BASE-Tに準拠するツイストペア線においてリンクテストパルスが伝送されること」が周知技術であることは、当事者間で争いが無い。そうすると、本件特許請求の範囲に記載された特許発明の構成のうちで本件特許発明特有の課題解決手段を基礎づける特徴的な部分は、本件特許発明の構成要件Cであると解するよりほかない。
(中略)

(4) そして、これに基づく課題解決手段の原理は、本件特許発明が検査結果に基づいて信号線を自動的に切り替えるというものであるのに対し、被告製品は検査結果に基づいて信号線の切替えをやめるというものであって、原理として表裏の関係にある又は論理的に相反するものであり、異なる原理に属するものというほかない。(P40(2)参照)

[コメント]

制御分野のクレーム立案において、何かを切り替えるという構成要件を起案する場合が多々あるが、切り替える以外の態様が存在するかを深く検証する必要あると感じた。

均等論の本質的部分の判断基準については、上記(1)及び(2)の説示は過去判例で繰り返し用いられており、新しいものではないが、本判決でも引用されているので一般的な説示として定着していることを再確認させられた。

以上
